

小田原市危険物施設の審査基準(案)

小田原市消防本部予防課

目 次

- 第 1 仮使用の承認
- 第 2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認
- 第 3 製造所
- 第 4 一般取扱所
- 第 5 屋内貯蔵所
- 第 6 屋外タンク貯蔵所
- 第 7 屋内タンク貯蔵所
- 第 8 地下タンク貯蔵所
- 第 9 簡易タンク貯蔵所
- 第 10 移動タンク貯蔵所
- 第 11 屋外貯蔵所
- 第 12 給油取扱所
- 第 13 販売取扱所
- 第 14 ≪未制定≫
- 第 15 認定保安距離
- 第 16 電氣的腐食のおそれのある場所
- 第 17 換気設備等
- 第 18 電気設備
- 第 19 消火設備
 - 第 19-1 消火設備の技術基準
 - 第 19-2 消火設備に関する運用指針
- 第 20 警報設備
- 第 21 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用指針
- 第 22 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い
- 第 23 予防規程
- 第 24 完成検査前検査
- 第 25 完成検査
- 第 26 保安検査
- 第 27 完成検査済証の再交付
- 第 28 保安検査の時期変更
- 第 29 漏れの点検期間延長
- 第 30 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序
- 第 31 少量危険物・指定可燃物

本基準運用上の留意事項等

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条及び第11条の規定に基づく仮貯蔵、仮取扱い及び危険物施設の設置等申請に係る審査並びに危険物施設に係る届出の審査に必要な事項を定めるとともに、本市で適用する特例基準及び指導基準を示すことにより、審査事務の円滑な運用を図ることを目的としている。

本基準は、法令、条例等の抽象的解釈、裁量の余地がある部分について、また、危険物施設の安全性向上のための行政指導事項等について定めたものであるが、行政指導事項については、危険物施設の関係者、設計者及び施工者等に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意し、当該事項に係る行政指導については関係者等に十分説明を行い、指導経過を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

また、本基準の運用開始時において、現に存する危険物施設等については、本基準の適用を受けないものであるが、変更工事等に合わせて、本基準に適合するよう、積極的に指導することとする。

<用語例>

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 施行令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 施行規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 危告示とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省令告示第99条）をいう。
- (7) 一般則とは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) J I Sとは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）をいう。
- (12) 条例とは、小田原市火災予防条例（昭和37年条例第29号）をいう。

※本文中の「・・・指導する。」は、行政指導の事項である。